



四五の一九まで、字茂津田一九五〇の六、一九五〇の九、一九五〇の一〇、字持寄一九八〇の五、一九八〇の八、一九八六の三、一九八七の二、字口船二五〇の四から二五〇の一まで、与田山字定国一六の三、一七の三、小豆郡内海町福田字竿ヶ原乙一五三の三・乙一六七の四・乙一六七の五・乙二〇二の四・乙二〇二の七から乙二〇二の一〇まで(以上八筆国有林)、乙一六三の四、乙一六七の一、乙一六七の一三、乙一六七の一七、乙二〇二の一、乙二〇二の二、乙二〇二の五、乙二〇二の六、乙二〇二の七、字近谷乙四二七の二・乙四六四の三から乙四六四の七まで(以上六筆国有林)、乙四三六の二・乙四三七の二・乙四三八の八(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、乙四二五の三、乙四二五の四、乙四三六の三、乙四三七の三、乙四三八の六、乙四六三の五、乙四七八の二、字中道乙二三九の二、土庄町字戸形乙五二六の三、乙五二六の四、乙五二六の六、乙五二六の七、乙五五七の二、乙五五七の三、乙五五八の九、乙五五八の一三、乙五五八の一四、乙五五九の八、字宮ノ西乙七三の二、淵崎字妹尾乙二四一の四、小部字清水原乙二七七の二、池田町大字二面字奥山一六一四の二、香川郡塩江町大字上西字小出川甲二三二二の五〇から甲二三二二の五三まで、甲二三二二の七六、甲二三二二の七九から甲二三二二の八五まで、香川町大字浅野字横岡一二二四の二、一二二四の六、大字川東下字山脇一八八四の五、字清谷一八四の七、直島町字重石四〇六二の三、四一四一の二、字風戸二五六八、三九〇三の三(次の図に示す部分に限る。)、字才ノ神三八三九の二(国有林)、三八六六の七、三八六九の一七、三八六九の一八、四一四三の五(次の図に示す部分に限る。)、字宮ノ浦二四一二の五一、字能見二三九六の三〇、二三九六の三一、二三九六の三三、二三九六の三五から二三九六の三九まで、字京ノ山三三四二の四、三三四二の五、坂出市川津町字郷師山一九六三の二七、一九六三の二八、字波指一七六六の一(次の図に示す部分に限る。)、綾歌郡綾上町山田下字松熊二七九の三、二七九の六、二七九の八、三二八の二、三四五の二、三四六の四、三四六の五、三四六の二、三六九の四、三六九の五、三七七の二、羽床上字安帽子二〇三九の二〇、二〇三九の二七から二〇三九の二九まで、枋所西字一ツ橋乙二六四の二、乙二六五の三、乙二六五の五、乙二六五の三三、乙二六五の三八、字信常乙二二二の一八、乙二二二の一九、西分字西開乙六一九の一〇から乙六一九の一五まで、字角ヶ内乙七七二の三・乙七七三の三(以上八筆国有林)、乙七七三の四、

乙七七三の五、枋所東字浦谷三六四五の三、国分寺町新居字猪ノ尻三八五四の一、三八五四の八九、宇多津町字青ノ山三七八四の五、三八一〇の五、三八一〇の一〇、丸亀市本島町大浦字天皇小路八九一の四、本島町泊字乙松ヶ浦九二二の三、九二九の四、九三〇の四、九三六の六、本島町小阪字小阪九三七の四、九三八の三、九五二の四、九五三の四、九五八の三、九六五の四、九六五の五、仲多度郡琴南町川東字中熊下一六四〇の六、一六五五の三、造田字茶臼池谷一一四〇の一六・一一四〇の一八(以上二筆国有林)、一一四〇の四七、一一四〇の四八、満濃町大字炭所西字江畑奥三四六〇の五一、字橋谷二八四二の七、大字吉野字桶樋四二一六の三、多度津町大字東白方字城ヶ下一の二、一の四から一の六まで、仲南町大字七箇字木柵四三〇四の七八、観音寺市高屋町字前ノ原二五八九の一六、二五八九の一七、二五八九の二二、二五八九の二三、二五八九の二五、三豊郡高瀬町大字上高瀬字末二五三六の五、二五三六の六、字昼原三四三四の四、字南原三四〇五の七、三四二六の二〇から三四二六の二三まで、字原五九五(次の図に示す部分に限る。)、五九六の五、五九六の六、七五一の一八、七七〇の九、大字上勝間字地藏原二五一八の三二から二五一八の三六まで、大字上麻字中尾乙一二六の四七、乙一二六の四八、乙一二六の五五、字岩瀬乙六九の五七、乙六九の六二、乙六九の六四から乙六九の六六まで、大字佐股字青池乙一八六の三一・乙一八六の三三七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、乙一八六の三八から乙一八六の四〇まで、乙一八六の二三八、乙一八六の二三九、大字羽方字金山二八三一の五、二八三一の六、二八三三の一六、二八三三の一七、字幸ノ神二九一二の五、二九一二の六、字向谷奥二七七九の二二、二七七九の三五、二七七九の三六、二七七九の四〇、二七七九の四六、二七七九の四七、二七七九の四九、二七七九の五〇、二七七九の六七、二七七九の七三、三野町大字吉津字丸林丙二八六の一(次の図に示す部分に限る。)、丙二八六の三、丙三〇七の二、丙三〇八の一、丙三〇八の二、丙三〇八の五、丙三〇九の一、丙三〇九の二、大野原町大字福田原字坂下四九八の一、五〇〇の一、大字萩原字大谷乙三三三の三三、字寺上二七三八の八から二七三八の一まで、詫間町大字詫間字強路七〇四二の一七から七〇四二の一九まで、七〇四二の二五、七〇四二の二九、七〇四三の六、大字大浜字灘乙四四五の一三、乙四四五の二三、字野田乙四九の二五、乙四九の二六、乙五〇の四、仁尾町大字仁尾字北草木庚五五六の一〇、字南草木庚九五六の四、庚九五八の三、庚九七八の七(次の図に示す部

分に限る。）、庚九七八の一九、豊浜町大字和田字大谷丙八一二の二から丙八一二の五まで

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

三1 解除に係る保安林の所在場所

香川郡塩江町大字上西字細井甲二一九〇の五二、甲二一九〇の五三

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

四1 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町吉田字家ノ上乙二八一の三・岩谷字椎木乙一の二・乙一の四・乙一の五・橋字串ノ浦乙三の六から乙三の一〇まで・乙三の一九・乙九の四・乙九の五・乙一〇の三から乙一〇の五まで・乙一三の三・乙一四の三・乙一七の三・乙一九の四・乙一九の五・乙五四の二・乙五四の三・字恵比須石乙五五の五・乙七三の三・池田町大字二面字牛ヶ浦二二一七の二・二二一八の二・大字蒲野字小蒲野五七九の二・高松市亀水町一四一三の六四・一四一四の六・観音寺市室本町字七宝六の二・七の三・一五の三・三六の三・四七の三・四八の三・四八の四・六九の四・六九の七・六九の八・六九の一〇・九五の三・一〇一の三・三豊郡詫間町大字大浜字艾乙四三八の四・乙四三八の六・字灘四三九の八・仁尾町大字仁尾字曾保甲一六六四の四・甲一六六四の九・字南草木庚九八九の一五・豊浜町大字箕浦字大西乙二の四・乙二の六六・字鳥越甲二四九五の七から甲二四九五の一まで（以上五五筆国有林）

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 指定理由の消滅

五1 解除に係る保安林の所在場所

観音寺市八幡町二丁目乙一四の五・乙二四の六（以上二筆国有林）

2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課並びに坂出市農林水産課、内海町建設農林水産課、直島町建設経済課、高瀬町経済課、三野町地域振興課、及び仁尾町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

●香川県告示第三十九号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一1 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町岩谷字椎木乙一の六、乙一の七、乙二の六、橋字串ノ浦乙三の一から乙三の一八まで、乙五の二、乙五の三、乙六の四、乙六の五、乙七の五、乙八の六、乙九の六、乙一〇の六から乙一〇の八まで、乙一三の四、乙一三の五、乙一四の四から乙一四の六、乙一七の四から乙一七の六まで、乙一九の六から乙一九の八まで、乙一九の一、乙一九の二、字恵比須石乙五五の一〇、乙六一の四、乙六一の五、乙六一の一から乙六一の一七まで、乙七三の四、乙七三の七、乙七四の二、池田町大字蒲野字小蒲野五八三の一、観音寺市室本町字七宝三六の四、四七の四、四八の五、六四の二、六四の四、六六の一、六九の六、三豊郡詫間町大字大浜字艾乙四三八の七、乙四三八の一二、字灘乙四三九の一七、乙四三九の二〇、乙四三九の二三、乙四四一の六、仁尾町大字仁尾字曾保甲一六六三の四から甲一六六三の六まで、甲一六六四の六から甲一六六四の八まで、字南草木庚九八九の二八から庚九八九の三〇まで

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 指定理由の消滅

二1 解除に係る保安林の所在場所

綾歌郡宇多津町字青ノ山三七八四の五、三八一〇の五、三八一〇の一〇

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 指定理由の消滅

●香川県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	平成一六、一、一	名称	井上胃腸科肛門科クリニック	開設者	井上 徹	所在地	綾歌郡宇多津町東分四九番地七
	平成一六、一、一五		おおくら医院	大倉 敏裕			三豊郡仁尾町大字仁尾辛四〇番地五
	平成一六、一、一		前田歯科医院	前田 和也			仲多度郡琴平町一九八番地

●香川県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	平成一五、一一、二三	名称	綾南医院	開設者	末澤 恒夫	所在地	綾歌郡綾南町大字滝宮五一〇
	平成一五、一一、三二		井上病院	井上 徹			綾歌郡宇多津町東分四九番地七
	平成一五、一一、二四		古川歯科医院	古川 恭平			坂出市川津町三七〇五番地六
	平成一五、一一、三一		前田歯科医院	前田 博子			仲多度郡琴平町一九八

●香川県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

指定年月日	平成一五、一一、一	事業所（施設）の名称及び所在地	介護老人保健施設ヌーベルさんがわさぬき市寒川町石田東甲一七〇番地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	社会福祉法人祐正福祉会 さぬき市寒川町石田東甲七六一番地	サービスの種類	通所リハビリテーション
-------	-----------	-----------------	----------------------------------	-------------------------	---------------------------------	---------	-------------

●香川県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年一月三十日から同年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一 道路の種類 国道(一般) 二 路線名 四百三十六号 三 道路の区域	小豆郡内海町当浜字南原甲二四三番一地先から 八・四	二三四	平成十二年香川県告示第六百四十八号で変更した区域の一部
四 供用開始の期日	八八・五		

平成十六年一月三十日

●香川県告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第十七号

二 指定 年月日 平成十六年一月十九日

三 指定道路の位置 丸亀市土器町東七丁目一〇二―二、一一四―二、一一五―二、一一五―四、一一五―五、一一六―二、一二二―三及び同地先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル

延長 八六・八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年三月二十二日まで縦覧に供する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人こがも

山田 博子

高松市勅使町七〇三番地二

三 定款に記載された目的

この法人は障害のある人に対して、社会参加を促進し地域で生活をするために必要な事業を行い、地域福祉向上に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四十九号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十一年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 件名 旅券業務委託事業

2 業務委託の概要 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）による。

3 委託期間 平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで。ただし、平成十六年十二月三十一日までにI S M S適合性評価制度の認証又はプライバシーマーク制度の認定が得られなかった場合においては平成十七年三月三十一日をもって委託期間を終了する。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約の内容を示す場所及び日時（入札説明会の開催）

1 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館四階第七会議室

2 日時 平成十六年二月十日（火）午後二時

3 説明会資料の配布 説明会に使用する資料（入札説明書）については、香川県総務部国際課パスポート室においてあらかじめ配布する。ただし、説明会当日には必ず持参すること。

三 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十六年二月十二日（木）から平成十六年

二月二十日(金)までの午前九時から午後四時までに、香川県総務部国際課パスポート室に対し、文書で行うこと。

回答は、平成十六年二月二十五日(水)から平成十六年三月四日(木)までの間(休日を除く午前八時三十分から午後五時まで)香川県総務部国際課パスポート室で閲覧に供する。

四 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者であっても、平成十六年二月二日(月)から同月十三日(金)までの期間に「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、入札日までにA級格付けを受けた者であれば入札参加資格を得る。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 情報セキュリティ管理体制が確立されており、入札日までにISM適合性評価制度の認証若しくはプライバシーマーク制度の認定のいずれかを取得している者又は平成十六年十二月三十一日までに当該認証若しくは認定を得られる見込みの者であること。

五 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる資格調査書に指定の書類を添えて提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

なお、提出された書類を審査した結果、すべての要件を満たしていると認められた者に限り入札の対象とする。

六 資格調査書の提出及び入札

1 資格調査書の提出

(一) 提出期限及び提出場所

(1) 期限 平成十六年二月二十日(金) 午後五時まで

(2) 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県総務部国際課パスポート室(電話〇八七―八三二―三二七三)

2 入札

(一) 日時 平成十六年三月五日(金) 午後二時

(二) 場所 香川県庁北館三階会計課入札室

(三) 郵便等による入札は不可とする。

七 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容及び履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第五百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落

札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

7 契約書作成の要否 要

8 その他 詳細は、入札説明書による。

●香川県公告第五十号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

1 購入等件名及び予定数量 炭酸カルシウム 三、一二〇、〇〇〇キログラム

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

4 納入場所 香川県直島町 香川県直島環境センター内

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（二円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十六年三月十一日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 過去三年間（平成十三年一月三十日から平成十六年一月二十九日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。

6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年三月十一日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一―三二一〇 香川県直島町二六二八―一 香川県直島環境センター  
電話番号〇八七―八九二―二九八一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合には、3に記載した日時及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便

事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十六年三月二十四日午後五時までとする。）。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年三月二十五日午前九時 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階会計課入札室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならずこの期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十六年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of products to be purchased : Calcium carbonate 3,120,000 kg

2 Time-limit for tender : 9:00 a.m., March 25, 2004

3 Contact point for the notice : Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110 Tel 087-892-2981

●香川県公告第五十一号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に關する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に關する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

1 購入等件名及び予定数量 消石灰 一、一四四、〇〇〇キログラム

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

4 納入場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター内

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定

に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（二円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

## 二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十六年三月十一日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 過去三年間（平成十三年一月三十日から平成十六年一月二十九日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。

6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

## 三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年三月十一日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

## 四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一―三二一〇 香川県直島町二六二八―一 香川県直島環境センター  
電話番号〇八七―八九二―二九八一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合には、3に記載した日時及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札

可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十六年三月二十四日午後五時までとする。）。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年三月二十五日午前十時三十分 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町

四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階会計課入札室

## 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十六年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of products to be purchased : Slaked lime 1,144,000kg

2 Time-limit for tender : 10:30 am, March 25, 2004

3 Contact point for the notice : Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110 Tel 087-892-2981

●香川県公告第五十二号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

1 購入等件名及び予定数量 生石灰 一、三四〇、〇〇〇キログラム

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

4 納入場所 小豆郡土庄町豊島家浦

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十六年三月十一日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 過去三年間（平成十三年一月三十日から平成十六年一月二十九日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。

6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年三月十一日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができるものと認められた者に限り入札の対象とする。

#### 四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター  
電話番号〇八七―八九二―二九八一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合には、3に記載した日時及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）

第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十六年三月二十四日午後五時までとする。）。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年三月二十五日午後一時 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階会計課入札室

#### 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負

担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十六年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は、入札説明書による。

#### 六 Summary

1 Nature and quantity of products to be purchased : Lime 2,340,000kg

2 Time-limit for tender : 1:00 p.m., March 25, 2004

3 Contact point for the notice : Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110 Tel 087-892-2981

#### ●香川県公告第五十三号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に關する香川県会計規則の特例に關する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に關する協定

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。  
平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 購入等件名及び予定数量 炭酸カルシウム 五、四六〇、〇〇〇キログラム
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで
- 4 納入場所 小豆郡土庄町豊島家浦
- 5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額(一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額)を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。  
なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十六年三月十一日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 5 過去三年間(平成十三年一月三十日から平成十六年一月二十九日までの間をいう。)において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。

6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年三月十一日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号七六一―三三一〇 香川県直島町二六二八―一 香川県直島環境センター  
電話番号〇八七―八九二―二九八一  
ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあつては、3に記載した日時及び場所による。

- 2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る(郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による入札書の受領期限は、平成十六年三月二十四日午後五時までとする。)
- 3 入札及び開札の日時及び場所  
平成十六年三月二十五日午後二時三十分 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階会計課入札室

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。
- 3 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無

効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十六年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of products to be purchased: Calcium carbonate 5,460,000 kg

2 Time-limit for tender: 2:30 p.m., March 25, 2004

3 Contact point for the notice: Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110 Tel 087-892-2981

●香川県公告第五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第五百四十二号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン多度津ショッピングセンター  
仲多度郡多度津町北鴨二丁目六二七番地ほか

三 法第八条第一項の規定により多度津町から聴取した意見の概要  
意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課  
多度津町産業課

2 縦覧期間

平成十六年一月三十日（金曜日）から同年三月一日（月曜日）まで

●香川県公告第五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第五百四十一号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ牟礼・パルサンコー牟礼店別館

木田郡牟礼町牟礼九九四番ほか

三 法第八条第一項の規定により牟礼町から聴取した意見の概要

開店後、国道及び町道の店舗駐車場出入口及び出口付近における交通渋滞が予想されるため、警備員の数を増員する等し、事故を起こさないよう対処すること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年一月三十日(金曜日)から同年三月一日(月曜日)まで

●香川県公告第五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社國村不動産

高松市上福岡町一二四〇番地

ダイキ株式会社

愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディック上福岡店

高松市上福岡町字深田八一八番地一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 ディック上福岡店

高松市上福岡町字深田八一八番地一ほか

変更後 ダイキ上福岡店

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 一、三四一平方メートル

変更後 四、一四四平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 四二台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 二〇三台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 二三台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 五四台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位 置 別図のとおり

面積 七五平方メートル

変更後 位 置 別図のとおり

面積 二〇五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位 置 別図のとおり

容量 七・六立方メートル

変更後 位 置 別図のとおり

容量 三一・九立方メートル

四 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前九時三十分

変更後 午前八時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後八時

変更後 午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午後八時三十分まで

変更後 午前七時三十分から午後九時三十分まで

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十六年九月二十一日

二 届出年月日

平成十六年一月二十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年一月三十日（金曜日）から同年五月三十一日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年五月三十一日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業柞田地区（大畑農道））を行うことについて平成十六年一月十九日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市農林水産課において平成十六年二月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、満濃池土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の  
種類 氏 名 住 所 退 任 年 月 日

監 事 大坪 惠 丸亀市垂水町三六五番地の一 平成一五、一二、二一

●香川県公告第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条第一項において準用する同法

第五十二条の第二項の規定により、北川東地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）北川東地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾南町経済課において平成十六年二月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丸亀市土器町西二丁目八一六の一部、八一九の一部、八二一の一部、八二二の一部及び八二三の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
三豊郡豊中町大字本山甲一八二〇番地一  
井筒 数満

●香川県公告第六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丸亀市土器町西三丁目一九七―二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
仲多度郡多度津町大字庄五八九番地  
西岡 良晃  
西岡 三千代

平成十六年一月三十日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

正 誤

平成十六年一月二十三日（香川県報第九一〇〇号）香川県告示第二十四中訂正

二ページ					
上段					
正	誤				
<table border="1"> <tr> <td>第二次選考の総合順位</td> <td>最終合格者発表の日から一月間</td> </tr> </table>	第二次選考の総合順位	最終合格者発表の日から一月間	<table border="1"> <tr> <td>第二次選考の総合順位</td> <td>最終合格者発表の日から一月間</td> </tr> </table>	第二次選考の総合順位	最終合格者発表の日から一月間
第二次選考の総合順位	最終合格者発表の日から一月間				
第二次選考の総合順位	最終合格者発表の日から一月間				



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています